

二宮町生活支援体制整備事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第5号の規定に基づき、同法第9条に規定する被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び介護予防に係る体制整備その他これらを促進する事業（以下「生活支援体制整備事業」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(生活支援体制整備事業の内容)

第2条 生活支援体制整備事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 協議体の設置
- (2) 生活支援コーディネーターの配置

(実施主体)

第3条 生活支援体制整備事業の実施主体は、二宮町とする。ただし、前条第2号の事業の全部又は一部について介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の67に基づき、町が適当と認める者に委託することができる。

(協議体)

第4条 町長は、地域における高齢者の生活支援体制の整備を促進するため、次の各号に掲げる事項を所掌する協議体として、二宮町お互いさま推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- (1) 地域資源及び地域ニーズの把握並びに「情報の見える化」の推進に関すること。
- (2) 地域づくりにおける意識の統一に関すること。
- (3) 資源開発
 - ア 地域に不足する支援及びサービスの企画
 - イ 支援及びサービスの担い手の育成
- (4) ネットワークの構築
 - ア 関係者間の情報共有
 - イ サービス等提供主体間の連携体制の構築
- (5) サービス等提供主体と地域ニーズのマッチング

- 2 協議会は、次に掲げる者のうちから、15名以内の委員をもって組織する
 - (1) 学識経験者
 - (2) 二宮町社会福祉協議会地域包括支援センターの職員
 - (3) 二宮町社会福祉協議会の職員
 - (4) 地域において介護予防・生活支援サービスに携わる関係団体の構成員
 - (5) 生活支援・介護予防サービスにかかる生活支援コーディネーター
 - (6) 二宮町職員
 - (7) その他町長が必要と認める者
- 3 協議会は、必要に応じて地域の協議体として分科会を設置することができるものとし、委員については、前項に準ずるものとする。
- 4 委員の任期は、1年とする。ただし、再任することを妨げない。
- 5 委員に欠員が生じた場合には、後任者を充て、その残任期間とする。
- 6 協議会は、次の各号により会長及び副会長を置き、協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。
 - (1) 会長は、委員の互選により定める。
 - (2) 副会長は、会長の指名により定める。
 - (3) 副会長は、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 8 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、会長の決するところによる。
- 9 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
(生活支援コーディネーター)

第5条 町長は、前条第1項に規定する業務を円滑に推進するため、次の各号に掲げる業務（以下「コーディネート業務」という。）に従事する「生活支援コーディネーター」を配置する。

- (1) 地域の高齢者支援ニーズと資源の見える化及び問題提起
 - (2) 地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ
 - (3) 関係者間のネットワーク化・連携・協働の体制づくり及び働きかけ
 - (4) 生活支援サービスの担い手の養成及びサービスの開発
- 2 生活支援コーディネーターは、地域における助け合い及び生活支援サービスの提供実績のある者又は支援を行う団体等であって、地域でのコーディネート業務を適切に行うことができ、個人や所属する団体等の利益によること

なく、地域の公益的活動の視点及び公正中立な視点を有する者とする。

(個人情報等の保護)

第6条 生活支援コーディネーター及び協議会の会議に出席した関係者は、この事業を通じて知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康づくり課地域包括ケアシステム班において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、生活支援体制整備事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。